# 別表第2(第9条の2関係)

## 1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類	単位	金額(円)
施設の種類を問わず	1平方メートルにつき月額	30

### 2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類	単位	金額(円)
施設の種類を問わず	1平方メートルにつき月額	100

#### 3 公園を占用する場合

占用物件名	単位	金額(円)
電柱(支柱、支線も1本とする)	電気通信事業法施行令(昭和60年政令第2	75号)別表第1に規定する額
公衆電話所		
標柱類	1本につき月額	500
一時材料置場	1平方メートルにつき月額	100
板囲及び足場掛	1平方メートルにつき月額	100
その他	1平方メートルにつき月額	30

### 4 第3条第1項各号に掲げる行為の許可による使用料

行為の種類	単位	金額(円)
行商等敷地を臨時占用する行 為	1平方メートルにつき日額	50
業として行う写真の撮影	1日につき	1,000
業として行う映画の撮影	1日につき	5, 000
興行を行うとき	1日につき	5,000
競技会、展示会、博覧会、その 他これらに類する行為	1日につき	3, 000

### 5 有料公園施設の使用料

## (1) 壬生町総合公園

施設名	単位	金額(円)
陸上競技場	1時間	1,000

### 備考

個人で使用する場合は、無料とする。

### (2) 東雲公園

施設名	区分	金額(円)
ふれあい交流館会議室	午前9時から午後1時まで	800
	午後1時から午後5時まで	800
	午後5時から午後9時まで	1,000
ふれあい交流館浴室	中学生以上	1日につき 300
	小学生	1日につき 150

## 備考

会議室を個人で使用する場合及び浴室を60歳以上の者又は未就学児が使用する場合は無料とする。